

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
1 全体	(避難者について)	震災から2年半が経過し、避難者自身、避難者と分類されるのが非常に苦しくなっている状況があることから、県は生活者として広域に暮らす県民を支援するという姿勢を明確にしていくべきである。	避難が長期化する中で、避難先で安心して暮らし、ふるさととの絆を保てるよう、住宅支援、相談、見守り、交流の場の提供や、子育て・健康に関する特集号の発行等による情報発信の強化、さらには、正確な避難者情報を把握するためのデータベースを構築し、あわせて意向調査を実施することにより、避難者の生活実態やニーズに即した支援施策の充実に努めていく。
2 全体	(避難者について)	福島に戻りたくないかという、決してそういうことではなく、安全な福島県に戻りたいということが大前提だということを忘れるべきではない。『避難者を帰還させること』を前面に出すのではなく、県内に暮らす方々の不安の解消に努め、本当に安心できるから避難者が自然に戻ってくるような『魅力ある福島をつくっていくこと』を優先して施策を進める必要がある。	避難者の不安の解消に向けて、除染やリスクコミュニケーションの推進、食品の安全確保や子どもを生き、育てやすい環境の整備など、安心して福島に戻れる環境づくりに取り組んでいく。 また、それまでの間、県外駐在職員の活動や受入自治体等の協力による生活相談、交流会等を通じて、避難者の思いに丁寧に対応するとともに、心のケアの相談体制及び情報提供の充実を図りながら、避難者の生活実態やニーズに即したきめ細かな支援にもあわせて取り組んでいく。
3 全体	(避難者について)	県として、避難者への支援をどのくらいのスパンで考えているのかを示す必要がある。戻ってきたいときに戻ってこられるような仕組みを作っていくべきである。	避難者が避難先で安心して生活できるよう、復興公営住宅やインフラの整備状況等を踏まえ、応急仮設住宅の供与期間の延長を引き続き国に求めるなど、避難者に寄り添った支援に努める。 また、ふるさととのきずなを保てるよう、ふるさとの情報提供等に努めるとともに、避難者情報のデータベース化や意向調査を通じて、避難者一人一人の実情に応じたきめ細かな支援に取り組む。
4 全体	(施策推進の前提)	ふくしまならではの独自の取組、新しい取組が必要である。 また、復興の姿を示していくため、これらの取組を効果的に情報発信する一層の工夫が必要である。	震災・原子力災害により、大きな被害を受けている本県の復興・再生に向けては、従来の発想にとらわれない思い切った取組を進めるとともに、「ふくしまから はじめよう。」のスローガンのもと、復興のみならず、新しい社会の在り方を“ふくしま”から示す気概を持ち、各部局の連携による一体感、躍動感とともに、ふくしまの情報を効果的に発信していく。
5 全体	(施策推進の前提)	例えば、「健康づくり、健康管理」、「医療」、「介護・福祉」など施策推進の中で分断されている部分がある。常に関わりを意識して施策を進めていく必要がある。	県民の安全・安心の確保のため、ライフステージ全般にわたり、適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、総合的・一体的な施策の推進を図る。 また、保健・医療・福祉の分野以外でも、施策の関係性が高いものは連携を図りながら施策を推進していく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
6 全体	(施策推進の前提)	財源的な問題があることは十分理解しているが、事業実施が一年単位となっている。「この事業については何年間やる」という長期ビジョンが示される必要がある。 (例 避難者支援を行うNPOへの支援)	避難者支援に関する事業は重要な事業であることから、県としても引き続き国に対して事業継続のための財源を要望していく。
7 全体	(施策推進の前提)	総合計画は県の最上位計画であると同時に、県の目指す姿を描き、県内のあらゆる主体がそれぞれの役割分担のもと協働により実現していくものである。 県の施策が直接及ぶ対象の成果指標や一次評価を行っているが、もっと総合的な視点が必要である。 (例 県立の美術館や博物館等だけではなく、市町村立・民間の施設も含めた県全体としての社会的な資源としての把握と活用)	本県の復興に向けては、県、市町村、県民、民間団体、企業など様々な主体と連携・協働しながら県づくりを進めていく。 また、文化施設について、連携を図ることにより地域活性化に努める。
8 全体	(施策推進の前提)	本来は市町村が取り組むべきもので、手が回らず住民が実施している場合があるため、県はそうした住民の活動を助成金等でサポートする必要がある。	震災に伴い様々な問題が発生し、市町村の業務量も増加していることから、多様化する住民ニーズにより適切に応えられるよう、県としても、住民のみならず、NPO法人等の地域活動団体、経済団体、大学等、様々な主体と連携・協働して課題解決に取り組む。
9 全体	(施策推進の前提)	総合計画に盛り込まれている考え方には共感できるが、実際に進めていく上で、本庁と出先機関、市町村で温度差を感じるため、総合計画の周知・広報が必要である。	県・市町村をはじめ、県民、民間団体、企業、NPO等に対して、総合計画に掲げる基本目標の普及・啓発を図る。
10 全体	(施策推進の前提)	人口の増加の要因や減少の要因を具体的な政策や復興につなげていくためしっかり分析する必要がある。 また、個別の事情に応じたきめ細かな支援をするために家族単位での変化をデータで把握することを検討する必要がある。	データ分析をすることで実態を把握し効果的な施策を推進する。
11 全体	(施策推進の前提)	今いる若者を育てていくとともに、復興に向けてはやる気のある若者の力を県もどんどん活用すべきである。 また、若い世代が流出してしまうと、担い手がいなくなってしまうため、人材の定着を図る必要がある。 さらに、東京オリンピックにより人材が流出していく懸念があるため、総合計画の今後の推進への影響に留意する必要がある。	若年層の社会参加を促進する施策を充実させるとともに、人口流出を抑制するため、雇用の受け皿となる県内産業の振興を図る。 また、県立テクノアカデミーにおいて、新規学卒者を対象として県内産業界のニーズに対応した高度な職業訓練を行い、その県内定着を促進する。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
12 全体	(施策推進の前提)	震災の記録を残した検討中のアーカイブセンターや再生可能エネルギー研究拠点については、本来の目的以外にも教育など幅広い活用を考えるべきである。	今回の災害を風化させないために、「災害記録や教訓を収集・保存・研究し、継承・発信するための拠点」として、アーカイブ機能を含めた拠点施設の実現を国に要望し、その活用のあり方について、原子力災害が収束していないことを踏まえつつ、様々な視点から検討していく。また、県全体を「エネルギーパーク」と見立て、再生可能エネルギーの先駆けの地を目指す本県の姿をPRしていく。併せて、観光振興にも資するような取組を検討する。
13 全体	(施策推進の前提)	震災に関連する子育てや高齢者に関する問題は、震災前から抱えていた問題であり、何年かすればこういう状況になることが予想されたこと。こういった状況に対応した仕組みを作り上げる視点を持つべきである。	子育て世帯や高齢者への支援について、各種アンケート調査を始めとして様々な角度から意見を集約、検証し、必要な支援事業に反映させていく。
14 全体	(施策推進の前提)	実際に今避難されている地域であれば、若い人が戻らずに、高齢者ばかりが戻るといったことが現実にかかるのではないかと。その時どう支えていくのかということを考える必要がある。	震災、原子力災害に伴う人口流出や過疎・中山間地域における震災前からの人口流出など、地域の実情を把握し、県全体としての問題、個別具体的な地域での問題にそれぞれ対応していく。
15 人と地域	子ども・子育て	本県が抱えていた子育ての課題が、震災をきっかけに露呈している。県外に避難している子育て世帯に対する支援は、県内においても必要である。(例 利用しやすい料金での一時預かり保育)	県外避難者交流会、県内への帰還者の交流会やアンケート調査等により、子育て世帯が求めている支援策を把握し、必要な支援事業を具体化させる。
16 人と地域	子ども・子育て	福島の若者は、自分たちは放射線のリスクを背負ってしまったと感じていることから、子育て世帯や将来親となる世代に対する、放射線に関する不安解消の取組が必要である。(例 安心して出産できるかと不安を抱えている若い女性たちの存在)	放射線への不安が解消され、安心して出産及び子育てができる環境を整備するため、子育て世帯をはじめ将来親となる世代に対する、様々な媒体による情報提供や、きめ細かな相談体制を構築していく。
17 人と地域	子ども・子育て	子どもの健やかな成長には、屋内遊び場の充実も必要だが、徹底的に除染した屋外でのびのびと遊べる環境づくりが重要である。	「子どもの冒険ひろば設置モデル」事業により、屋外での子どもの心身の豊かな発育の場づくりを広めるとともに、子どもが五感を使って自然とふれあう機会を増やすなど、子どもが屋外で遊べる環境づくりを推進していく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
18	人と地域 教育	教育レベルの向上に取り組むほか、地域社会との触れ合い、コミュニケーションを通じて得ることや復興の経験から学ぶことなど「ふくしま独自の教育」を明確に打ち出していく必要がある。	ふくしまの復興・再生に向けたふくしまならではの教育として、震災の教訓を生かした道徳教育の充実や、児童生徒の発達段階に応じた放射線教育の推進など、生き抜く力を育む教育を推進する。 また、震災により改めて認識された家族や地域のきずなを生かしつつ、学校・家庭・地域が一体となった総合的な学力の向上を図る。
19	人と地域 教育	サテライト校を今後どのようにしていくのか。被災地の子ども、保護者、教育委員会などとの連携、協議を重ねながら速やかに結論を出すべきである。 また、避難している子どもたちへの教育支援をしっかりと行っていくべきである。	避難地域の教育の再生に関しては、復興状況等を見極めながら、地元の関係者の意見にも耳を傾けつつ進めていく。また、震災等により避難している児童生徒等に対する就学支援を継続して行うとともに、能力があるにも関わらず、経済的理由により就学困難な高校生等に対する経済的な支援を行う。
20	人と地域 教育	除染や復興を進めるに当たっては、説得ではなく県民が納得できるような新たなリスクコミュニケーションの在り方を研究しながら進めることが必要である。 また、放射線への理解を深めるため、判断基準の前提となる知識の普及について、子どもから大人まで進める必要がある。	県民の不安や疑問に分かりやすく答えるため、県民の視点に立った丁寧なリスクコミュニケーションを進める。 また、子どもたちへの放射線教育を進めていくとともに、大人への放射線に対する知識の理解促進にも引き続き対応していく。
21	人と地域 文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり	避難の長期化や地域・家族の離散によって危機に瀕している文化・伝統の継承にもっと積極的に取り組んでいくべきである。発表会の開催だけではなく、記録・保存、担い手の育成なども必要である。	引き続き、「地域のたから伝統芸能承継事業」や「地域のきずなを結ぶ民俗芸能支援事業」などにより伝統芸能の担い手育成や民俗芸能の映像記録保存などに取り組んでいくとともに、こうした伝統芸能等を広く知ってもらうため、積極的に情報発信していく。
22	人と地域 文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり	日本は、安倍総理が世界に対して原子力災害からの復興、安全・安心を公約したのだから、7年後の東京オリンピックに向けてどのようにして安心な福島県をつくっていくのか、そして、7年後に向けて若者たちにどうやってオリンピックを通じて希望をつなげていくのかということ県全体で考える必要がある。	7年後のオリンピック開催に向けて全世界から多くの方々が本県を訪れ、そのことが若者をはじめとする全ての県民の自信につながり、更なる夢や希望が持てるような施策の展開を図る。
23	人と地域 文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり	若者たちが自分たちの夢を実現することが復興にもつながるので、若者自身の自由な発想をサポートしていくことが大切である。 (例 渋谷109に働きかけて出店を実現したことにより、多くの人々を元気づけた釜石の女子中学生たち)	若者が復興に向けたアイデアを話し合い、自ら実践するなど、若者自身の夢の実現に向けた取組を支援していく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
24	人と地域 まちづくり・地域づくり	現在、全国から有能な人材や資金が集まり、福島のNPO法人等を支援してくれているが、その支援がずっと続くわけではない。 今後、福島のNPO法人等が自力で復興を成し遂げることができるように、彼らから運営のノウハウを学び、福島のNPOを結ぶ仕組みを作っていくことが急務である。	NPO等による人材育成やネットワーク形成面での先進事例や実践事例などの紹介、取組事例の情報共有等を図ることにより、中長期的に復興支援・被災者支援を担うNPO等の育成に対する支援について今後とも検討していく。
25	人と地域 過疎・中山間地域	人間らしい生活ができる場として里山が大いに注目されており、まだまだ知られていない手つかずの資源を地域振興に役立てるとともに、空き家や空き教室を活用する取組を検討する必要がある。	新たな視点からまだまだ知られていない地域の価値を発見していくとともに、企業や団体などが持っている知や技術、アイデア、地域外の人や学生、各分野の専門家などの知恵を地域づくりに生かしていく。 また、引き続き「ふくしまふるさと暮らし情報センター」にて、福島県で暮らしたい方々に対して不動産情報を提供していく。 さらに、定住・交流人口の拡大のため空き家の利活用を検討する。
26	人と地域 過疎・中山間地域	過疎・中山間地域の発展のため、地域の様々な知恵を持つ人たちと新しい目・新しい意見を持つ人たちが交流できるような仕掛けを作る必要がある。	地域特有の伝統文化や慣習、美しく豊かな自然といった地域の「内なる力」を維持・強化するため、大学生の持つ新しい視点や行動力、知識などの「外からの力」を活用し、集落の『地域力』を再生・育成し、地域の復興と振興を図る。
27	人と地域 避難地域の再生・避難者の生活再建	住む場所が不安定であると子育てをしていく拠点を決められない苦しさがある。県内外の民間借り上げや応急仮設住宅について、今後の対応を考えるべきである。	応急仮設住宅の供与期間については、平成27年3月までとなっているところであり、避難者が避難先で安心して生活できるよう、復興公営住宅やインフラの整備状況等を踏まえ、引き続き供与期間の延長を国に求めるなど、避難者に寄り添った支援に努める。
28	人と地域 避難地域の再生・避難者の生活再建	避難されている方と、受入先の住民とで生活に関わるサービスが異なっている場合があり、同じ地域で暮らしているという受けとめができないのではないかと。同一地域では同様のサービスが受けられるような検討が必要である。 (例 同一地域内での一人暮らし高齢者を対象にした見守りサービス)	避難者でなくとも必要性のある行政サービスについては、避難元、受入自治体住民の区別なく行政サービスが受けられるよう、相互の自治体間における調整や協力し合える体制づくりに努める。
29	人と地域 避難地域の再生・避難者の生活再建	県外避難者向けの情報というのが集約されて直接届くような自治体もあれば、一切情報が届かない自治体もある。 いいものをつくっても、避難者に届かなければ、伝わらないことと同じであり、この格差はもう一度確認すべき問題である。	避難者が安心して生活し、ふるさととのきずなを保てるよう、地元紙の提供や「ふくしまの今が分かる新聞」の発行、NPO等の民間団体への助成を通じた交流支援や情報発信に取り組んでいるところであり、引き続き、避難元及び避難先自治体や支援団体等と連携しながら、県外避難者に対するきめ細かな情報提供を行っていく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
30	活力 農林水産業	<p>県産食品への信頼感を回復するため、放射性物質モニタリング検査で不検出となった割合や、そのために農家が努力してきた過程などを、もっと情報発信すべきである。</p> <p>また、農業では帰還後営農再開を希望する農業者が減少していることや、漁業では本格的な操業再開が遅れていることなどから、農林水産業の担い手・後継者の確保がより重要な課題となっているため、人材育成が必要である。</p>	<p>不検出の件数や割合を公表していくとともに、放射性物質の低減に向けた生産者の取組などを積極的かつわかりやすく発信し、消費者の安心感の醸成と生産者の意欲向上を図る。</p> <p>また、新規就農者の育成・確保に努め、認定農業者を核とした集落営農組織や農業法人等の地域を支え牽引する力強い経営体の育成を進めるとともに、操業の本格再開に向け、若い世代の漁業者の実践的な研修を支援していく。</p>
31	活力 農林水産業	<p>農産物や食品に関してお母さん方の具体的な不安を一つ一つ丁寧に解消することで、最終的にお母さん方に福島県産の魅力の発信者になってもらう仕組みづくりが重要である。</p>	<p>女性客の多い量販店等でのPRを積極的に行うとともに、女性ブロガーを対象とした「今の福島を見に行くモニターツアー」等を実施していく。</p>
32	活力 農林水産業	<p>県産農林水産物の風評を払拭するためには、セシウムだけに注目するのではなく、食品中に含まれている農薬や添加物のリスクや、美味しさなどもトータルで考える「食品を選ぶ力」に着目して、県として安全な農産物を提供していくという取組も大切である。</p>	<p>県産食材（農林水産物・加工品等）の安全性に関して県内外の方々の理解促進と、有機栽培など安全・安心や品質・おいしさを確保する取組等をPRする活動などを通じて、消費者等の安心感と信頼の回復を図る。</p>
33	活力 農林水産業	<p>放射性物質で汚染された森林を、せっかく除染しても、落葉で線量が戻ってしまうことがある。林業再生のためには、物質の動態など山林の研究も進めるべきである。</p>	<p>引き続き、森林内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明と除染技術等の開発を進める。</p>
34	活力 商工業・サービス業	<p>被災で長期間休業した企業から、顧客など今までの関係性が消えてしまったり苦勞しているというような声を聞くため、事業の継続性や関係性の維持に対する事業再開支援が必要である。</p>	<p>中小企業支援の全県拠点である経営支援プラザ及び商工会議所など商工団体が総合的な相談窓口を運営しており、専門家を活用しながら、様々な経営課題を抱える被災中小企業の事業再開及び事業継続に向けた支援策を充実させていく。</p> <p>また、商談会、交流会の開催や展示会への出展支援等により、県内中小企業の取引拡大を支援していく。</p>
35	活力 商工業・サービス業	<p>医療福祉機器の販路拡大に向けて、産業振興として取り組むだけでなく、「モデルふくしま」のような形で、開発した機器が現場で取り入れられやすい仕組みをつくり、県外へ発信することも必要である。</p>	<p>現在整備を進めている福島県医療機器開発・安全性評価センターを中核機関として、医療福祉現場のニーズ収集、事業化、販路拡大に至る一体的な取組を進めるとともに、全国的な展示会に成長しつつある「メディカルクリエイションふくしま」やドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン州との交流等を通じて、引き続き国内外への情報発信に努める。</p>

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
36	活力 商工業・サービス業	オリンピックは、福島を国際的にアピールする好機であり、合唱やフラダンス、日本酒や漆器、それらとフレンチ等とのコラボレーションなど、福島を発信できる商品開発に対して、県はもっと計画的・積極的に支援すべきである。	東京オリンピックを全世界に福島の魅力を発信する契機と捉え、本県産の農林水産物、豊かな農林水産資源を活用した地域産業6次化商品、日本酒や工芸品等の商品開発・PRや、自然、文化、生活スタイル等の観光資源を発掘・活用する取組をこれまで以上に強化していく。
37	活力 再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの推進のため、県内で必要なエネルギー相当量を再生可能エネルギーで賄うことが、原発に依存しない持続可能な地域社会にどのように繋がっていくのか、より分かりやすく県民に示すことが必要である。	現在策定されている「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の発信により方向性を示す。 また、再生可能エネルギーの大量導入、再生可能エネルギー関連産業の振興等により集積に向けた取組を強化し、原子力に依存しない持続可能な社会を目指す。
38	活力 再生可能エネルギー	再生可能エネルギーについて、モデル地域(温泉街など)を選出してオリンピックで来た方に観光してもらうなど、他の地域とは違う、「福島県らしさ」を創っていくべきである。	再生可能エネルギーの技術や効果等が見える施設を県内に増やし、再生可能エネルギーの認知度と県民参加率を高めていくとともに、県全体を「エネルギーパーク」と見立て、再生可能エネルギーの先駆けの地を目指す本県の姿を発信していく。 併せて、観光振興にも資するような取組を検討する。
39	活力 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー推進のため、送電線など政策的な問題については法改正も含めた国への要請が必要である。また、再生可能エネルギー導入への理解促進のための取組を進める必要がある。	送電線への接続は、少ない負担で円滑に行われることが重要であり、国による送電線設置費用の3分の1を補助する制度の活用を促進するほか、送電線接続に関するルールの弾力的な運用を国等関係機関に働きかけるなど、事業化につながるよう積極的に支援していく。
40	活力 雇用・産業人材の育成	雇用・産業人材の育成に関しては、県の特徴ある産業のPR、特徴のある産業の誘致などを通して、産業の特徴を出すことで、人材を引き留めることが必要である。	若者等の県外流出を抑制するため、医療、再生エネルギー関連産業等の集積・育成を進め、新たな雇用の受け皿を整備する。
41	活力 雇用・産業人材の育成	雇用・産業人材で、今問題になっているのは、有効求人倍率に示される雇用の量ではなく、雇用の質ではないか。雇用のミスマッチを解消し、多様な生活スタイルに合わせた働き方を実現することが重要である。	雇用のミスマッチに対応するため、求職者へのきめ細かな職業相談、再就職訓練を行うのをはじめ、労働相談やアドバイザー派遣により、多様なライフスタイルに応じた働きやすい職場づくりを促進する。
42	活力 観光・交流	「高校生や大学生の視点から見た福島というのは今どうなっているのか」といった、より「生の情報」に近い形での情報発信も取り組んでいくべきである。	引き続き、「若者による情報発信事業いいね！ふくしま」により、webやイベントなどを通じて未来を担う若者の感性でふくしまの今と魅力を伝えていく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針	
43	活力	観光・交流	最近、積極的に復興に向き合いたいという若者が東京の方で増えており、そういう方々の住まいや集える交流の場が必要である。	雇用や住宅の確保など既存の支援制度を分かりやすく示すとともに、需要に応じて必要な支援制度を検討する。
44	活力	観光・交流	産業の柱として再生可能エネルギーや医療関連産業があることから、観光・交流の視点でそういったものを学び活用するような形で福島らしい観光の在り方を検討すべきである。	平成27年のデスティネーションキャンペーンに向け、ふくしまの地域特性や地域資源をいかした観光の魅力づくりや磨き上げに取り組み、誘客を図るとともに、震災を経験した福島県ならではの教育旅行プログラムの開発を進め、積極的に広報・誘致していく。
45	活力	交流基盤・物流基盤	インフラ整備は復興、県の地域一体性のために必須であり、国と協働して加速する必要がある。	引き続き、本県の縦横6本の連携軸整備などインフラ整備を着実に推進するとともに、今後も国と連携して復興加速化のためのインフラ整備に重点的に取り組んでいく。
46	活力	交流基盤・物流基盤	港湾整備も重要であり、地域のどのような産業と関係づけて検討していくのかが問われる。	国際バルク戦略港湾に選定された小名浜港は、石炭等のバルク貨物の安価で安定的な供給が可能となるよう大水深岸壁の整備を進める。また、相馬港については、LNG(液化天然ガス)受入基地の実現などにより、地域の産業立地、産業集積との関連性を強化しながら整備を進める。
47	活力	交流基盤・物流基盤	福島空港利用促進のために具体的な案を広く募り、いいものは即試行していくべきである。 (例 温泉＋スポーツ＋おいしい料理、復興支援キャラバン等)	引き続き、福島空港利用促進協議会におけるモニターツアーや、旅行エージェント招待事業等の取組により、今後も空港利用促進に向けた様々な取組を展開していく。
48	安全と安心	健康づくり・健康管理	「全国に誇れるような健康長寿県」を目指すことになっているが、この目標を達成するために具体的に何を実施していくのか、県民にわかりやすく伝える必要がある。	県民の健康の保持・増進の取組において、「検診からはじまる健康安心復興事業」や「被災者健康サポート事業」などの疾病予防や健康支援活動の取組により、引き続き健康長寿県を目指し、県民の健康意識の向上を図る。
49	安全と安心	健康づくり・健康管理	県民健康管理調査については、なぜ進まないのか原因を分析し、今後回答率が上がるような対策を検討する必要がある。	基本調査については、より簡便に記載が可能な「簡易問診票」を使用して、市町村とも連携しながら、回答率のアップを図る。
50	安全と安心	健康づくり・健康管理	避難生活が長期化すると、様々な健康上の問題が生じる。被災者へのきめ細かな対応が必要である。	避難者の健康状態の悪化防止、孤立化予防等のため、保健医療専門職の確保、健康支援活動の実施、生活支援相談員による見守り、介護支援専門員等による巡回相談等を引き続き実施していく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
51	安全と安心 医療・介護・福祉	広大な県土に対応した救急医療体制の整備充実を進めるべきである。	三次救急医療機関及び二次救急医療機関等の機能強化や連携強化、救急医療を担う人材の資質向上、救急救命士の養成等により救急医療提供体制の強化を図る。
52	安全と安心 医療・介護・福祉	地域医療の充実は、医療体制だけを整備しても実現できない。高齢者等の日常生活を支える介護・福祉の役割も重要であり、一体的に考えるべきである。人材確保についても同じことが言える。	保健・医療・福祉、それぞれの分野が連携して切れ目のないサービスが受けられる体制づくりに取り組むとともに、引き続き、職場内研修の強化、事業者の求人活動支援、潜在的有資格者の再就職支援事業等を総合的に展開し人材確保を図る。
53	安全と安心 医療・介護・福祉	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括システム」の機能強化を図るべきである。	地域包括支援センターが担うべき機能が十分に発揮できるよう、職員に対する専門的な研修や助言、地域ケア会議へ広域支援員や専門職を派遣する事業を行い、地域における包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談・支援、介護予防マネジメントの機能強化を図る。
54	安全と安心 日常生活の安全と安心	放射能や食の安全に関する県民の疑問や不安解消の取組は重要である。講習会等では県民のニーズに沿った説明方法を常に工夫していくべきである。 (例 講習会でのアンケート結果の活用による県民ニーズの把握と説明方法の検討等)	更なる消費者の理解促進のため、アンケート結果の公表や県民の関心の高いテーマでの講習会などを開催するとともに、引き続き分かりやすい説明方法を検討していく。
55	安全と安心 日常生活の安全と安心	交通事故死傷者減少のためには、交通安全活動と併せて高齢者等の交通弱者にやさしい道路環境整備を進めていくことも必要である。	すべての人にやさしい快適な生活空間を創出するため、ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針の考え方に基づいた歩道整備や無電柱化等を引き続き実施する。
56	安全と安心 原子力災害対策	原子力災害の収束とはいえないような度重なる汚染水漏れ問題を解決し、県民の不安を解消する必要がある。	汚染水問題については、あらゆるリスクを想定した予防的対策や対策の効果が得られない場合に備えた重層的な対策を講ずるとともに、対策の全体像と見通しを示し、確実に結果を出すよう国及び東京電力に求めていく。 また、汚染水問題は、福島県にとっても大きな問題であると同時に国家の非常事態であり、廃炉安全監視協議会の現地調査等により、引き続き国及び東京電力の取組をしっかりと監視していく。
57	安全と安心 原子力災害対策	県外避難をしたお母さんたちは、福島での時間が止まっており、除染がどのくらい進んでいるのかという情報が全くない。 具体的に自分の住んでいるエリアがどのくらい除染によって下がったかに強い関心があり、そういった視点から除染に関する情報発信をしていく必要がある。	引き続き、子どもの生活環境における除染を重点的に進めていくとともに、国や市町村とデータを共有しながら、県民に除染の効果を実感してもらえるようなデータの公表を検討し、速やかな情報発信に取り組む。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
58	安全と安心 原子力災害対策	自然減衰あるいは除染によりどれだけ放射線量が減るのかという将来予測があって、今後ふるさとに帰還するかどうかの意思決定に繋がっていくため、放射線量の将来の予測を示すべきである。	モニタリング結果や除染の結果等を踏まえ、専門家の意見を聞きながら将来的な数値の推計方法を検討する。
59	安全と安心 原子力災害対策	除染を加速するため、国、県、市町村が一体となって取り組む必要があり、県としても必要な対応を取るとともに、市町村等と連携して国に必要な申し入れを行う必要がある。	市町村との意見交換等により除染の進捗状況や推進にあたっての課題について情報共有を図り、解決に向けて支援する。 また、除染対策基金の積み増しや柔軟な活用などを国に求めていく。
60	安全と安心 原子力災害対策	廃炉、汚染水漏れ、中間貯蔵施設は、日本全体の問題であるとともに、本県にとっては、復興に向けて大きな影響を及ぼす問題であるため、県としてもより踏み込んだ関与が必要である。	廃炉に向けた取組については、地質学、地盤工学、水産資源学の専門家を廃炉安全監視協議会の専門委員に新たに加え、汚染水対策に対する監視を強化したところであり、引き続き、国及び東京電力の取組を厳しく監視していく。 また、中間貯蔵施設については、県設置の「中間貯蔵施設に関する専門家会議」における専門家の意見を踏まえ、必要な対応について引き続き国に申し入れを行う。
61	安全と安心 大規模災害対策・危機管理体制	今回の震災・原子力災害の経験を後世に伝え、風化させないという視点が重要であるため、アーカイブ施設の設置を検討する必要がある。	東日本大震災や原子力災害を風化させないため、これらに関する記録や資料の収集、保存、活用に継続して取り組み、広く県民に公開するとともに、震災教育などへの活用も進めていく。 併せて、震災、原子力災害関係記録の継承については、原子力災害という未曾有の災害について国家的な視点での取組が必要であることから、アーカイブ機能を含めた「災害記録や教訓を収集、保存、研究し、継承・発信するための拠点」の実現を国に要望している。
62	安全と安心 大規模災害対策・危機管理体制	県外から帰還する選択をされた方は、次の災害時に、自分ほどの様に、何処のルートで避難をすればいいかということ強く意識している。防災計画に家庭ごとの避難ルートなど具体的な記載が必要である。	新たな原子力災害への備えとして、市町村域を越える広域避難を想定した避難計画の策定を進めていく。
63	安全と安心 大規模災害対策・危機管理体制	医療・介護・福祉の連携について、発災後、命を救うだけではなく、その後の生きていく・暮らしていくということまでを見据えた対応をしないと、復興にかかる問題が拡大していく。 県として、生活移行に向けた専門職の育成や協働体制づくりなどを考えておく必要がある。	「住民の安否・避難先の確認体制」、「中・長期の避難を想定した避難所等の整備」、「入院・入所者等の広域避難を想定した受入元・受入先（病院・施設等）間の連絡調整機能の拡充」等、県地域防災計画について見直しを行ったが、円滑な生活移行に向けて、関係各機関との連携・協力のもと、具体化に向けた取組を進めていく。
64	思いやり 人権の尊重・男女共同参画社会	人権の尊重・男女共同参画社会に関しては、偏見や差別の解消の取組を進める際に、どこに向かって発信していくかを検討するべきである。 その際、県内での感覚と県外から見られている福島との差を意識して問題に取り組む必要がある。	原子力災害を背景とする偏見や差別といった新たな人権に関する課題に対応するため、県外との意識の差を踏まえた啓発等の施策展開を検討していくとともに、あらゆる機会を捉え、本県の状況等を発信していく。

総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針について

礎・柱	政策分野	総合計画審議会からの意見具申	意見に対する県の対応方針
65	思いやり 人権の尊重・男女共同参画社会	復興・再生に当たって、元の生活を取り戻す権利や避難における人権とは何であるのかなど、災害後の新しい人権について考えていくことが重要である。	震災後発生している新たな人権課題を含め、人権問題や人権尊重について気づく・考える機会を提供するなど、啓発等の施策展開を図る。
66	思いやり 思いやりと支え合い	悩んでいる方の立場に寄り添い、24時間つながる電話相談窓口やメールで対応してもらえる体制等を整備していく必要がある。	心のケアに関する相談については、国や各種団体の協力のもと取り組んでおり、引き続き相談体制の確保と相談窓口の周知に努める。
67	思いやり 思いやりと支え合い	心のケアの問題として、被災者だけではなく心が折れそうな中で頑張っている支援者に対しても、何か息抜きができたり、あるいは相談できるという体制をつくっていく必要がある。	支援活動の長期化により支援者の疲労も蓄積していることから、支援者に対する相談・支援に関してきめ細かに対応する。
68	思いやり 自然環境・景観の保全、継承	田舎の子ども達であっても自然に触れる機会が少なくなっている。まして、原子力災害の影響がある福島は、自然と触れ合える機会を積極的ににつくることが重要である。	子どもたちが、自然と触れ合う体験をとおして、自然やいのちの尊さに気づき、豊かな感性を育むことができるよう、自然体験活動を進めていく。 また、本県の自然を生かした活動しやすい環境づくりを進めるとともに、環境学習施設との連携強化を図ることで、体験型の環境教育を進めていく。
69	思いやり 自然環境・景観の保全、継承	東日本大震災と原子力災害によって、本県の生態系は多大な影響を受けていると考えられる。 今後、環境保全・共生のために必要な対策を講じるためには、鳥獣等の実態把握や、放射性物質の環境動態等を調査することが必要である。	関係機関との連携を強化して情報共有を図りながら、野生動物の実態について把握するとともに、今後の保護管理や生態系の保全に向けた取組を検討する。
70	思いやり 低炭素・循環型社会	今の福島は、原発事故で放射性物質が拡散した結果、牛糞などの堆肥利用が行えない地域が生じている。 これまでの循環を断ち切るしかない場合も出ており、循環型社会を掲げる上では対策が必要である。	暫定許容値超過の稲わら・牛糞たい肥などの処理を促進するとともに、環境と共生する農業を推進していく。 また、引き続き「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」の活用により、廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図る。
71	思いやり 低炭素・循環型社会	循環型社会の再構築に向けて、放射線量が低くリサイクルが適切なものについては、放射線にかかる安全性を十分に説明した上で、公共事業などで積極的に利用していくことが必要である。	引き続き、県民・事業者等に対する環境意識の普及啓発を図る。 また、これまで確立されてきたリサイクルの取組を回復させるため、放射線量が高い地域で工事前除染を行うことなどにより、基準値以下の建設副産物の再利用推進を図る。